

ハンドルを握る責任、

意識していますか？

「あの日から、12年と半年が過ぎました。でも、私はいまだにこの橋を歩いて渡ることができないんです。命日に供えていただいたお花が枯れてしまったときだけは、目をつぶって片づけに来るんですけど、今もここへ来ると、辛くて……」

神奈川県座間市に住む美術家・鈴木共子さん（63歳）は、自宅近くの道路脇に佇みながら、静かな口調で語ります。

一人息子の零さん（当時19歳）が突然命を奪われたのは、2000年4月9日、満開の桜が咲き誇る夜のことでした。一浪の末、念願の大学に合格し、1週間前に入学式を終えたばかり。この日は、親友とともに合格祝いをし、二人で帰宅する途中でした。

「加害者はパトカーの追跡を振り切つて時速100kmを超える猛スピードで走行中、陸橋の上で車道を逸脱し、歩道を歩いて二人を後方から撥ね飛ばしたのです。息子は橋の欄干を越え、19m下のコンクリートの土手にたたきつけられ、即死でした。息子が抱いていた将来への限り

「その一瞬」を境に、たくさんの人生を

一変させてしまう交通事故。

ニュースではあまり報じられることのない

被害者家族たちの思いに

耳を傾け、車を運転することの責任の重さを、

もう一度考えてみませんか。

事故被害者家族、それぞれの思い



飲酒・無免許の暴走車に19歳という若さで命を奪われた、鈴木共子さんの一人息子・零さん。等身大パネルの下には愛用の靴が。事件概要と刑法改正までの取り組みは、故・田中好子さん主演の映画『ゼロ(0)からの風』のモデルとなっている。

ない夢は、あの夜、一瞬で絶たれてしまったのです」

零さんが中学3年のとき、夫を病で亡くしていた共子さんにとって、この年の桜はどれほど華やかに映っていたことでしょう。しかし、この事故を境に、春は最も辛い季節となつてしまったのです。

逮捕された男は、スピード違反を犯していただけでなく、飲酒、無免許で、無車検、無保険の車を運転していました。そんな加害者が「業務上過失致死罪」(最高刑5年)で起訴されていたことを知ったとき、共子さんは体が震えたと言います。

「人の生命があまりにも軽んじられているのとは思えません。飲酒や無免許運転が、なぜ過失？ ハンドルを握る責任とは、そんなに軽いものだったのか……。私は息子を失つて初めて気が付いたのです」

共子さんの中に芽生えたやり場のない怒りは、その後「悪質ドライバ

突然生命を

絶たれる無念さ、

理不尽さ。

他人事と思わず、

感じてほしいのです。

鈴木共子さん





今年9月、岩手県盛岡市で開催された「生命のメッセージ展」。会場には149人のメッセンジャー(犠牲者)の等身大パネルが並んだ。今後も全国各地を巡回予定。スケジュールは「生命のメッセージ展」HP (<http://www.inochi-message.com/>)に掲載。

乗り物です。でも、使い方次第で恐ろしい凶器に変わってしまうという現実を、ドライバーのみなさんには強く、強く認識していただきたいと思えます。こんな悲しい思いをする人を、これ以上増やしてはいけません。」

事故被害者の体験語り続けていく

そんな共子さんの思いは、「生命のメッセージ展」という活動を通して、少しずつ、確実に、人の心を動かしています。

富山市に住む松尾幸郎さん(76歳)は語ります。

「2年ほど前だったでしょうか、富山で『生命のメッセージ展』が開催されたとき、鈴木共子さんのお話を聞く機会がありました。彼女が息子さんの事故から10年経ってもなお辛い体験を懸命に語っている姿を見たとき、私も、悲惨な事故を一件でも減らせるのなら、被害者家族になって初めてぶつかった理不尽や、心の中の強い思いを、自分の言葉で語っていかねばならない、そう思ったのです。」

松尾さんの妻・巻子さん(当時62歳)が富山市内で突然の事故に遭ったのは、2006年7月1日のこと

「に対する量刑見直し」という署名活動へとつながっていきました。それまで同じ悔しさや悲しみをかみしめてきた全国の交通事故遺族たちもいっしょになって立ち上がり、大きなうねりとなって国を動かし、刑法改正へとつながっていきました。そして、2001年、「危険運転致死傷罪」が新設され、飲酒、信号無視などの悪質運転による死亡事故の最高刑が、5年から15年に、さらに2005年には、20年に引き上げられたのです。

「私は法律のことなどにも分らない一人の母親でした。でもあのとき、『おかしいことはおかしい』と声を上げていこうと決心しました。もし、理不尽な法律を改正することができたら、息子たちの死に意味を持たせることができる、生きていけばきっと社会に貢献したであろう彼らの代わりに、彼らの『仕事』として取り組もうと考えたのです。」

一方、共子さんは美術家として「命」をキーワードにしたアート展「生命のメッセージ展」にも精力的に取り組んできました。これは、理不尽な事件や事故で命を奪われた犠牲者たちが主役の展覧会。生きたくても生きることでできなかった、一人ひとりの等身大のパネルに、故人の写真と事件概要が記されたボード、

そして、遺された家族が綴ったメッセージ文を掲示し、足元には、故人が生きた証である遺品の靴を展示します。悲惨な事件や事故は決して他人事ではないこと、そして「命」はかけがえのないものであることを、全国各地の会館や学校、また、刑務所などでも開催し、訴え続けてきたのです。

「今年に入ってから、悪質な運転による痛ましい事故が相次いでいますが、私は、みんなが『生きる』ということに対して誠実であれば、悪質な事故やいじめ、犯罪や戦争だつて絶対に起こりえないと信じています。車は便利だけでなく、夢を与え、世界を広げてくれる素晴らしい



アメリカに住む長女の自宅で初孫と対面した松尾さん夫妻。事故が起こったのは、このわずか1週間後のこと。以来、巻子さんは一度も孫を抱けないままだ。

あの日から丸6年。まぶたしか動かせない妻と、最期まで生きていくつもりです。

松尾幸郎さん

でした。車を運転して帰宅途中だった巻子さんは、センターラインをオーバーしてきた対向車に正面衝突され、頸髄損傷、脳挫傷などの重傷を負ったのです。

「巻子は、高度な救命措置によって一命を取り留めたものの、あの日から今日に至る6年4か月の間、話すことも、食べることも、身体を起こすことも、寝返りを打つことも、手足を動かすこともできず、ベッドの上で仰向けになったまま人工呼吸器を付け、胃に直接栄養剤を注入しながら闘病生活を続けています。唯一、

自分の意志で動かすことができないまぶただけ。今は、その動きだけをたよりに、私が会話補助機を操作し、かろうじて意思疎通を図っているのが現状です。」

目も見え、耳も聞こえ、周囲の会話も行動もすべて理解できているのに、自分の思いを言葉にすることができない、いわゆる「閉じ込め症候群」と呼ばれる状態で過ごすことは、人としてどれほどの苦しみでしょうか。

また、一瞬の事故は、巻子さんだけでなく、夫である幸郎さんや家族の人生をも大きく変えてしまいました。自宅から10kmほど離れた病院に毎日通い、一日の大半を巻子さんのもとに寄り添って過ごす幸郎さん。結婚後、約20年間をアメリカで暮らし、老後は故郷の富山で穏やかに過ごそうと思っていた矢先、夫妻の望みは打ち砕かれたのです。

今、幸郎さんは、富山県警犯罪被害者支援室が主催する講演会「命の大切さを学ぶ教室」のスピーカーとして、県内の大学や教習所などへ出向き、巻子さんの事故の体験を語る活動を続けています。講演の中では、ほんの少しの気のゆるみが他人の人生まで奪ってしまう交通事故の恐ろしさや、「ハンドルを握る」ことの責任の重さを訴えています。

「加害者は、事故を起こす1か月半前に免許を取ったばかりの、19歳のアルバイト少年でした。その夜、友人と市内のゲームセンターで遊ぼうということになって車を走らせ、その途中で居眠り運転をして対向車線に突っ込んでしまったと供述したそうです。私も車を運転しますので、自分も加害者にならないとは言いきれません。交通事故は殺人や傷害と

新開やテレビで、連日のように報じられる交通事故のニュース。しかし、その出来事は報じられて終わるのではありません。突然、人生を狂わされた被害者とその家族の深い悲しみ、苦しみ、無念さは、その日から永遠に続いていくこと、そして、事故を起こした加害者とその家族にもまた、過酷な日々が待ち構えていることを、ハンドルを握る私たちは忘れてはなりません。

交通事故は、決して「他人事ではない」のです。

交通事故は、決して「他人事ではない」のです。



巻子さんのまぶたの動きで機械を操作し、会話をする幸郎さん。夫妻の人生は、『巻子の言霊～愛と命を紡いだ、ある夫婦の物語』(柳原三佳著・講談社)として書籍化、9月にNHK BSでドラマ化もされた。(撮影=横浜大輔)

悪質事故をなくすには……

「危険運転致死傷罪」適用拡大の動き

2001年、多くの国民の声を受けて新設された「危険運転致死傷罪」。しかし、現実にはかなり悪質な事故でも立件されないケースが相次ぎ、問題となってきた。

2011年10月、名古屋市中で発生した死亡事故。加害者のブラジル人男性(当時47歳)は、飲酒、無免許、無車検、無保険で、衝突事故を起こして逃走、一方通行の道を逆走中、横断歩道を渡っていた大學生をひき逃げし、命を奪った。しかし、危険運転致死罪で起訴されることはなかった。

危険運転致死傷罪は、年間200〜400件近く起訴されているが、「条文(コラム参照)の拡大解釈をしないように適用する」といった趣旨の、立法時の附帯決議がある。検察官は、被害者の父・眞野哲さんに、無免許でも長い間乗っていたら運転技能がある、逮捕後に片足で立てたか

ら飲酒運転ではない、一方通行逆走は信号無視ではないので、いずれも危険運転致死傷罪の構成要件にあてはまらない、と説明したという。

また、今年4月に京都府亀岡市で発生した、集団登校中の小学生の列に暴走車が突っ込み、3人が死亡、7人が重軽傷を負った事故。この加害者(当時18歳)も無免許運転の常習者だったが、やはり危険運転致死傷罪で起訴されることはなかった。

現行の、自動車人身事故の刑事責任

●自動車運転過失致死傷罪

(刑法第211条2)

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

●危険運転致死傷罪

(刑法第208条の2)

アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他走行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、前項と同様とする、赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とする。



7月、眞野さんと亀岡の被害者家族は、閣僚や国会議員と面談。無免許運転の厳罰化を求めた。(撮影=柳原三佳)

中江美則さんら遺族は、眞野さんと協力し合い、頻繁に国会議員に陳情。無免許などの悪質運転による事故は厳しく罰せられるべきだと訴えた。それを受けた議員らは、複数

の被害者団体からもヒアリングを行いながら、党派を超えた議論を重ねてきた。そして9月、無免許運転などによる悪質な死亡事故の罰則を強化する刑法の改正案が法制審議会に諮問された。今後、「準危険運転致死傷罪」の新設を含め、いくつかの選択肢の中で、刑法改正が検討されることになっている。

一方で、厳罰化による事故の抑止力は限られているという意見や、ひき逃げなどの増加を危惧する声もある。

飲酒や無免許、ひき逃げと

自動車事故厳罰化のおもな流れ

- 2001年 ・危険運転致死傷罪を新設
- 2005年 ・危険運転致死傷罪の上限を引き上げ
- 2007年 ・自動車運転過失致死傷罪を創設
- ・飲酒運転、ひき逃げの最高刑を引き上げ

いった悪質事故をなくすにはどうすればよいか。厳罰化の議論とともに、「命」を大切にする教育が、今、何より必要なのかもしれない。